別紙第４号の16書式　（平19財令27・追加、令２財令73・一部改正）

第一片

領収済通知書　（労働保険）（国庫金）

（記入例）¥0123456789
○数字は記入枠にならって黒のボールペンで力を入れて枠からはみだすないように記入して下さい。

取扱庁名

※取扱庁番号

徴収勘定　保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計

厚生労働省所管

年度

○この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

○第3片裏面の注意事項をよく読んで、太線の枠内を記入して下さい。

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

※CD

※証券受領　全部　一部

暦年度5月1日以降　現年度歳入組入

※会計年度　元号　年度

※徴定年度　元号　年度

※収納年月日　元号　年　月　日

※収納区分

※収納機関

※認決区分

※徴定

※データ指示コード

※内証券受領　円

内訳		十億	千百	十万	千百	十円
	労働保険料					
	一般拠出金					
納付額（合計額）						

納付の目的

1.　年度収算　期

2.　増加収算…1　料率引上…2　期別の表示　全期-1(初)期…1　2期…2　3期…3　4期(翌年度第1期)…4

3.　年度賦定

（住所）〒

（氏名）

殿

あて先

〒

所在地、所属庁名及び歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領収日付等

（官庁送付分）

納付の場所　日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

第二片

領　収　控

（労働保険）（国庫金）

取扱庁名

※取扱庁番号

徴収勘定　保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計

厚生労働省所管

年度

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
					—

※CD

※証券受領　全部　一部

翌年度5月1日以降　現年度歳入組入

※会計年度　元号 — 年度

※徴定年度　元号 — 年度

納付の目的

1.　年度 概算　期

2.　増加概算…1　非率引上…2

期別の表示
全期-1(初)期…1
2期……2
3期……3
4期(翌年度期)期……4

3.　年度 確定

※収納区分

※認決区分

※内証券受領　円

(住所)〒

(氏名)　殿

内訳	労働保険料		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	一般拠出金		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付額（合計額）			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の合計額を領収しました。

領収日付等

（収納機関用）

第三片

納付書・領収証書　（労働保険）（国庫金）

取扱庁名

※取扱庁番号

徴収勘定　保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計

厚生労働省所管

年度

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
					—

※CD

※証券受領　全部　一部

翌年度5月1日以降　現年度歳入組入

※会計年度　元号　—　年度

※徴定年度　元号　—　年度

納付の目的

1.　年度概算　期

2.　延納概算・1　料率引上・2　期の指示　全期・1（第1期）　2期……2　3期……3　4期（翌年度第1期）……4

3.　年度確定

※収納区分

※認決区分

※内証券受領　円

（住所）〒

（氏名）　殿

納付の場所　日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内訳		十億	千	百	十	万	千	百	十	円
	労働保険料									
	一般拠出金									
	納付額（合計額）									

上記の合計額を領収しました。

領収日付等

（納付者控し）

第三片裏面

注意事項

1　※印のついた欄は記載しないで下さい。

2　納付額を記入するときは、必ずその前に「￥」記号を付して下さい。

3　この納付書は、３枚１組となっていますから、３枚とも納付の場所に提出して下さい。

備考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

2　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　別紙第４号書式の備考４、14及び15は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

4　住所氏名欄は、左端から4.3cm、上端から6.0cmの部分に縦4.3cm、横８cmの大きさで設けること。

5　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

6　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

7　日本産業規格Ｘ0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、２にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。